

(仮称) 小山市老朽危険空き家等の適正管理に関する条例(骨子案)についての意見等一覧

通し番号	分類	意見要旨	市の考え方	意見対応
1	2. 条例対象物件	住宅以外に、操業をやめた工場等の適正管理も含んだ条例制定をお願いします。	本条例による空き家等は工場も対象としています。	③案に盛り込み済
2	3. 市の対応	氏名等の公表が空き家等の「管理者」とは言い切れない「所有者等」まで公表される事態にならないか、慎重に検討すべきと考えます。	一方的に行うものではなく、勧告を実施した後、所有者等へは、相当の期間を設け、弁明の機会を与えた上で行うものであります。	②事業実施の参考
3	1. 条例の背景、目的	「空き家等を起因とする事故」については、公権力の限定の意味で、具体的列挙が必要です。	管理不全な状態または危険な状態となった空き家等が原因の事故や犯罪等を未然に防ぐことを目的とします。	③案に盛り込み済
4	5. 条文に対する意見(用語の定義)	「空き家等」については、自然人及び法人が所有するものであることをあえて明確にしていきたい。	「空き家等」の「所有者等」については、用語の定義で説明しています。	③案に盛り込み済
5	5. 条文に対する意見(用語の定義)	「これらに類する状態」については、定義性が弱いので、具体的列挙等を行うことで限定していくことが必要と考えます。	本条例において明確にします。	①案の修正検討
6	5. 条文に対する意見(用語の定義)	「管理不全な状態」については、「管理不全状態」と助詞を取ることが誤解を生じないと思います。	用語の定義の中で説明しています。	③案に盛り込み済
7	5. 条文に対する意見(用語の定義)	「管理不全な状態」のウ「その他」について、例外的列挙として生体アレルゲンとなるような「いたずらに有害動植物等を放置した場合」等の語句を加えるべきと考えます。	小山市環境美化条例により規制済みであり、本条例は空き家に焦点をあてた条例です。	③案に盛り込み済
8	5. 条文に対する意見(用語の定義)	「危険な状態」のア「老朽化等」について、何を持って老朽化等となるのかははっきりするために定義を明確にしていくべきと考えます。	「老朽化等」とは、時間の経過に伴い本来の品質や性能を損なうことと認識しています。	③案に盛り込み済
9	5. 条文に対する意見(調査)	「調査」について、「市長が指定する者」を「市長又は市長が指定する者」とし、市職員自身も調査できるような体制とする方が良いと思います。	市長が指定する市職員が調査を行います。	③案に盛り込み済
10	4. 施策等の提案	空き家等の保全や解体にかかる費用の助成制度を考えてほしい。	本来、空き家等はその所有者に管理する責任があるため、現時点では助成制度は考えていませんが、今後の空き家対策の参考とします。	②事業実施の参考